

日本結核 非結核性抗酸菌症学会

会 費 規 定

会費規程

1. 定款第6条にもとづき、入会金および年会費を以下のように定める。

- (1) 入会金：入会金は0円とする。
- (2) 正会員、および団体会員の年会費は13,000円とする。
- (3) 名誉会員、功労会員、特別名誉会員からは年会費を徴収しない。
- (4) 学生会員の年会費は2,000円とする。
- (5) 賛助会員の年会費は別に定める賛助会費内規による。
- (6) エキスパート会員の年会費は3,000円とする。

2. この規程の変更は定款第19条にもとづき、代議員会において代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の過半数の議決をもって行う。

附則

この規程は2011年6月2日より施行する。

この規程は2013年3月27日より施行する。

この規程は2020年4月1日より施行する。